

Title	学校体育事故に対する法的責任とその対策について
Sub Title	Legal responsibilities for accidents occurring in school physical education and countermeasures
Author	高嶺, 隆二(Takamine, Ryuji)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1984
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.24, No.1 (1984. 12) ,p.49- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00240001-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学校体育事故に対する法的責任と その対策について

高 嶺 隆 二*

- I. は じ め
- II. 民事裁判と賠償責任の要件
 - 1. 教員の指導上の過失について
 - 2. 施設の瑕疵について
- III. 被害者救済とその制度
 - 1. 日本学校安全会災害共済給付制度
 - 2. 学生教育研究災害傷害保険
 - 3. 各種の賠償責任保険
- IV. む す び

I. は じ め

学校管理下における体育・スポーツ事故について、その発生の背景や事故の内容が、社会的に容認される程度であるときは、その責任を問われることはない。しかしながら、それを超えるものについては、その原因を追求し、不法行為に対する法的責任が問題となる。

法的責任には、公権力によるところの刑事責任と、損害賠償という形の民事責任とがある。

刑事責任とは、犯罪行為に対する刑罰であり、この場合には、主に刑法第211条(業務上過失致死傷罪)に則って追求される社会ないし国家に対する責任である。一方、民事責任は、民法に則った損害賠償責任で、被害者の被った損害を償うという被害者に対する責任である。

筆者は、過去において学校事故の法的責任と対策について、主に水泳事故に関する判例をもとに事故に対する法的責任の在り方を整理し、慶應義塾大学体育研究所紀要(第19巻第1号, 第20巻第1号, 第21巻第1号, 第22巻第1号)に教員の過失(注意義務違反), 事後処理及び賠償金の支払いのための制度上の問題点等について述べてきた。

学校体育事故の法的責任をとりあげるとき、刑事責任を負わされるといった反社会的な行為があってはならないことは言うまでもないことであって、現実の問題としてとりあげて論ずべ

* 慶應義塾大学体育研究所専任講師

学校体育事故に対する法的責任とその対策について

きことは、予期せず発生する事故に対して民事責任を負わされる原因となる教員の過失と、その責任において課せられる賠償金額とその源資をどこに求めるかの点である。

通常、この件に関する損害賠償請求の訴訟は、公立学校の場合、民法第709条（一般の不法行為—要件と効果）等の民法の条文や、国又は地方公共団体の損害賠償責任を規定した国家賠償法に基いてなされ、私立学校の場合には、民法第715条（使用者責任）、717条（土地工作物の占有者、所有者の責任）等の条文に基いてなされる。

以下本論では、損害賠償請求訴訟のしくみ、教員の指導上の過失、施設・設備の瑕疵等について判例を引用しながら賠償責任のあり方を解明するとともに賠償金の支払いのための保険制度について検討を試みたものである。

II. 民事裁判と賠償責任の要件

民法並びに国家賠償法の精神は、他人の不法行為に起因して損害を被った被害者は、加害者によって損害を償われるべきであるとするものである。そしてその主旨は、過失責任主義が根幹となっており、被害者が賠償されるには加害者に何らかの過失が存在することを必要とするが原則となっている。

民法第715条や国家賠償法の狙いは、個人の賠償資力では補いきれないものを、その個人の使用人である法人又は公共団体の資力によって肩代りさせて被害者の救済をやり易くしようとするところにある。

学校事故に関する損害賠償請求の訴訟では、原告（被害者又はその家族）は、指導に当たった教員の過失や施設の瑕疵を理由に、その使用者又は施設の所有者たる国又は地方公共団体、学校法人を被告として賠償金を求めるのが通例である。

1. 教員の指導上の過失について

教員の過失は、注意義務違反ともいわれ、一般には「危険予見義務」と「危険回避義務」の二つの義務違反について問われている。

指導にあたる教員は、指導する運動種目に内在する危険を予測し事前に十分の注意を促して活動中に危険な兆候を見出した場合には事故を未然に防止するための回避措置をとる義務を職務上有しているというものである。

○判例① 高校柔道部員練習中死亡事件

この事件は、柔道部の顧問教員が部員等の練習を十分に監視することを怠り、事故を未然に

学校体育事故に対する法的責任とその対策について

防止できなかったとして、指導者としての注意義務違反を追求されたものである。

<事件の概要>

昭和51年6月18日、島根県立大社高校1年の生徒が、柔道部の練習中に大外刈で投げられた際に頭部を強打し、意識不明のまま一週間後に外傷性脳幹部損傷のため死亡した。このことで両親から県に対して国家賠償法第1条に基づき、柔道部長（同校教員）に過失があったとして2,000万円の損害賠償の請求がなされた。裁判所は、柔道部長に過失があったとして、県に対して2,000万円の支払を命じた。（松江地裁 昭和54年3月28日判決、昭和51年(ワ)第40号）

柔道部長の過失

体育担当教員である柔道部長は、柔道練習に内在する危険性について十分認識していたが、事故当時現場にいながら他の教員（剣道部長）と雑談をしており、練習状況を見ておらず、特に初心者（被害生徒は入部1ヵ月余）に対しては安全第一主義の立場から、生徒の体力差、技能差、受身の熟練度及び疲労度を観察して正しく把握する注意義務があるのに、受身が困難なほど疲労している被害生徒の状態を見過し、練習を中断させて休憩させたり、技をしかける生徒に対しては、安全に対する適切な注意を行うなどの注意義務を怠っていた。

○判例② ソフトボール授業中生徒失明事件

この事件は、緊急の用件で現場を離れざるを得なかった担当教員が、種目の特性を考えれば当然予測される危険を見過していたとして、その注意義務違反を追求されたものである。

<事件の概要>

昭和51年10月25日、京都市立陶化中学校の体育の時間にソフトボールをすることになったが、担当教員が他の用務のために校庭を離れている間に生徒の一人が振りまわしたバットが他の生徒の顔に当たり、そのためにその生徒の左眼を失明させる事故が起きた。被害生徒並びに父親は担当教員の過失を理由に、京都市に対して国家賠償法第1条に基づき、2,111万円の損害賠償の請求を行った。裁判所は、担当教員の過失を認め、京都市に対して900万円の支払を命じた。（京都地裁 昭和53年9月1日判決、昭和52年(ワ)第1129号）

教員の過失

事故の起きた授業の前の授業中に一人の生徒が、教員に暴力をふるうという事件が発生し、生徒補導主任でもある担当教員は緊急学年担当者会議へ出席を求められ、担当の授業に少し遅れていくつもりで体育委員の生徒を呼び、ソフトボールをやる旨告げて用具を渡した。（この時、始業のチャイムが鳴った。）

ソフトボールをやるとなると球技の好きな生徒等は、めいめいに用具を持ち出して勝手に行動し、そのために事故の起こりやすいことが予想されるのであるが、教育上重要な問題のためとはいえ、格別の注意も与えず、危険に対する十分な配慮もせず現場を離れたことは軽率であ

学校体育事故に対する法的責任とその対策について

る。このことは、体育教員としての生徒の安全を確保するという注意義務を怠ったことになり、過失があったと認められる。

○判例③ 体操マットでサンドウィッチ遊び中の高校生負傷事件

この事件は、担当教員が不在の為自習授業を行ったクラスの生徒が、授業終了直後に同クラスの数人の生徒によって体操用マットでサンドウィッチ状にされ踏まれたりしたために負傷した事故で、同じ体育館内で他のクラスの授業を担当していた教員が、事故を未然に防止するための適切な注意を怠ったとして、その過失を追求されたものである。

<事件の概要>

昭和50年11月15日、高知県立高知東工業高校の3年男子生徒等は、体育館で体育授業（鉄棒の自習）を終え、用具の後片付けをしていたとき、一人の生徒を数人でウレタンマットでサンドウィッチ状にはさみ、上から踏みつけるなどしたため、その生徒が頸椎々弓骨折、頸髓損傷等の傷害で入院加療1年3月の重傷を負った。

被害生徒は、加害生徒や県に対し5,900万円余の損害賠償を求める訴えを起こした。

裁判所は、加害生徒のほかに、教員にも過失があったとして、国家賠償法第1条に基づき、県に対しても1,968万円の支払を命じた。（高知地裁 昭和55年7月7日判決，昭和52年(ワ)第104号，高松高裁 昭和56年10月27日判決）

教員の過失

同校には、3名の体育教員がいるが、当日担任は年次休暇をとり、又1名は、バスケットボールの対外試合で出張していた。残った1名の教員は、同じ体育館の半分を使って他のクラスのバレーボールの授業を行い授業終了後教員室にひきあげたので、隣のクラスの生徒がマットを使って被害生徒をサンドウィッチにする行為に気付かなかった。

同校では、これまでも授業終了時に今回と同様の行為が度々行われていたが、大きな事故も起きなかった。教員等はいずれもこのことに漫然と気がつかなかったのか、生徒に対して、特別に注意したり叱責したこともなかった。しかしながら、当日原告の負傷事故が起きる前に他の生徒が同様の仕打ちを受ける行為があり、これは教員の監視し得るところで公然と行われていたのであるから、同じ体育館で自らの授業を行いつつ、他の教員に代って、原告らのクラスを監督していた教員はこれらの行為を現認してこれを制止し、原告の身体の安全を保持すべき義務を有していたことになり、漫然これを怠ったことは過失である。

2. 施設の瑕疵について

教育施設の欠陥が原因でひきおこされた事故は、学校設置者の責任であることが法律上規定されている。国家賠償法第2条の営造物責任や民法第717条の土地工作物責任がこれにあつた

学校体育事故に対する法的責任とその対策について

る。前者は国公立学校の場合に、後者は私立学校の場合に適用される。この条文の適用については、瑕疵が証明されれば最終的には、所有者は責任を免れ得ないとする無過失責任説が大勢を占めている。このことは危険性の大きい施設を所有しているものは、危険防止のための十分な注意を注ぐべきであり、万一事故が発生したときにはその賠償責任を負担するのが社会的に妥当だという意味を含んでいるためである。

この観点でみると、施設の欠陥と事故の関係が立証されれば、教員の注意義務違反に言及することはないと思われるが現実の判例では、施設の瑕疵と同時に危険防止のための指導上の注意義務違反等について教員の過失を認める場合もある。

○判例① 遊動円棒挫折児童死亡事件

この事件は、学校体育施設の瑕疵による事故の注意義務について云々する以前に、旧憲法下において学校施設の瑕疵による事故の賠償責任について、裁判所が初めて国家責任を認めた判例として広く知られており、以後の学説や判例に大きな影響をもたらした。後の国家賠償法の立法（昭和22年10月27日）へとつながっている。判決理由で指摘されていることを吟味すると、設置された建造物、特に木製遊具の点検、改修に関わる管理、保存上の過失が争点となっている。

<事件の概要>

大正2年12月25日、徳島市立寺島尋常小学校3年の男子児童が、同校運動場内の遊動円棒に乗って遊んでいたところ腐朽していた支柱が折れて負傷し、2日後に死亡したことに関し両親から市に対して、民法第717条に基いた損害賠償請求がなされた。

裁判所は、市立小学校の施設は、公の営造物であり、円棒支柱の腐朽は営造物の設置、保存上の瑕疵である。従って、市立小学校の経済的負担をしている市に責任があるとして請求を認めた。（大阪控訴院 大正4年5月24日判決、大正4年(※)第49号）

瑕疵の根拠

本件遊動円棒は、明治44年2、3月頃建設されたもので、円棒の支柱は4寸2分角材であるが、事故当時の支柱の地中から地表に接する部分は、角材の中心径1寸4分を残しその周囲は指頭で押せば土の如く崩壊する程腐朽していた。市は大正2年11月、大工某に検分させたが、外形で監定し、手で動かしてみても堅固であると判断し、検分は地下まで及ぶことなくそのまま放置したものである。また、危険を見越して、同時に3人以上の塔乗を禁止する旨の注意書を支柱に貼付していたにもかかわらず9人が同時に塔乗したための自損事故との抗弁に対しては、9歳程度の児童の是非の弁別力では効力がないとして退けた。

○判例② 高校庭球部員砲丸負傷事件

この事件は、複数の運動部が混在して練習する校庭で夫々の部相互の境界が明確にされない

学校体育事故に対する法的責任とその対策について

ままに放置されている中で庭球部員が球拾いに走ったところに陸上部員の投じた砲丸が当たったもので、球技種目でボールの逸脱を防止するための設備の設置責任を求められたものである。

<事件の概要>

昭和45年5月1日、大阪府立夕陽ヶ砲高校硬式庭球部の練習中、コートの後方で球拾いをしていた部員の一人が、後方に転がって砂場に入ったボールを拾おうとしたとき、砂場で砲丸投げの練習をしていた陸上部員の投じた砲丸が頭に当たり負傷した。

被害生徒が、大阪府に対して、運動場の設置、管理の瑕疵並びに庭球部及び陸上部の顧問教員の過失を理由に1,070万円の損害賠償を請求した。裁判所は、運動場の設置・管理に瑕疵を認め、生徒自身の過失を相殺して、大阪市に対して180万円の支払を命じた。(大阪地裁 昭和52年9月13日判決、昭和48年(ワ)第2027号)

運動場設置・管理の瑕疵

営造物の設置・管理の瑕疵の存否の判断は、その営造物について通常の使用がなされる場合を想定し更に周囲の状況も考慮に入れて危険が認められるかどうかによるが、これを同校に照らしてみると、庭球コートと砂場の間には8.6mの間隔しかないのである。庭球ボールは反撥力も強く、頭上を越えたり、横にそれたりして後方の砂場までボールの転がることはしばしばあった。たとえコートと砂場の間に球拾いの人員を配しても球の逸脱を完全に防止しきれものではない。従って、コート後方に球の逸脱防止用の球止めの設備を欠いていたことは、運動場の設備、管理に瑕疵があったと認められる。但し高校生の判断力をもってすれば、後方へとび出すとき一瞬注意をすれば、砲丸投げの練習に気づいて立止まるだけの時間的余裕は十分あったはずであるので過失を認め慰籍料を減額した。(過失相殺)

原告の訴状には、庭球部及び陸上部の顧問教員について、事故の発生を未然に防止するべく、生徒に指示や注意を与える等の処置をとる義務があるにもかかわらず、何らの適切な処置もしていなかったことは職務上の過失であるとしていたが、裁判ではこの点に言及することは無かった。

○判例③ 愛媛県丹原町立德田小学校プール児童水死事件

この事件は、近くに浄水源がなく、町の経済事情もあって、農業用水池から水を引いていたために、前日水換えを行ったにもかかわらず底が見えないほど濁っていたプールで行った水泳授業中に児童が溺死したことに関して、施設の瑕疵と教員の過失を理由に争われ、施設の瑕疵を認めると同時に教員の過失をも認めたものである。

<事件の概要>

昭和35年7月15日、丹原町立德田小学校6年の女子児童が、授業として水泳練習中にプール内で溺死したことに関し、その両親から町に対して損害賠償請求がなされた。

学校体育事故に対する法的責任とその対策について

裁判所は、児童をも利用対象として設置されたプールの場合、児童に対して深部と浅部を明確に認識させ、深部に近寄らないよう周知徹底させるべき手段を講ずべき義務、プールには衛生上はもちろん、危険防止のため澄んだ水を使用すべき義務（プール管理上の義務）、さらに万一に備え常にプール内の動勢に注目し、事故の発生を防止すべき注意義務（指導監督上の義務）があり、これらのいずれの点でも過失があったとして請求を認めた。

プールの瑕疵について

(1)スタート台下から徐々に深くなり最深部が1.40mのプールは小学生には危険であるといえる。従って浅部と深部を明確にするため境界線に区画ロープを張るなどの対策が必要であった。

(2)水泳プールは衛生上はもちろん、危険防止の見地からも水底を見透せる程度に澄んだ水を使用すべきであるが、前日に水換えをしたにもかかわらず、なお濁りのひどいものであることは通常備うべき安全性を欠いているものである。

教員の過失

溺れて沈んでいた児童を足でさぐってようやく発見するというほどに濁ったプールであっても、指導に当たる教員は、児童にプールの性状を認識させ注意を促すと共に、万一の事態に備えて常にプール内の動勢に注目し、事故を未然に防止すべき注意義務を有することは多言を要しない。

Ⅲ. 被害者救済とその制度

前項では、事故に関わる損害賠償請求訴訟の判例をとりあげ、教員の過失や瑕疵の立証、認定によって被害者が金銭による賠償で救済される模様について述べてきた。

我が国の被害者救済（損害賠償）のシステムは、加害者の不法行為の結果生じた損害は加害者によって償われるとする過失責任主義がその根本理念である。従って、被害者対加害者という相反する立場に立たされた当事者同志の話し合いでは、利害の対立から円満な被害者の救済策を見出すことが困難となっている。

このために被害者は、要求を満たすためには終局的に訴訟をその依りどころとするのもやむを得ないところである。

損害賠償に関する民法の規定は金銭賠償を原則としている（民法第417条、722条）が、学校事故における人身の損傷を金銭に換算する困難さと額の高額化は、年々当事者間の話し合いによる解決を困難にしている。

不法行為制度による被害者救済には種々の問題が指摘されているが、これが学校事故に関わ

学校体育事故に対する法的責任とその対策について

る場合には更に教育上好ましからざる現象を露呈する結果を生み、過失責任主義にとらわれず、被害生徒らが速やかに救済される制度の確立が希まれるようになってきたのである。こうして特別の制度として成立したのが、日本学校安全会災害共済給付制度であり、学生教育研究災害傷害保険である。

1. 日本学校安全会災害共済給付制度

この制度は、昭和35年に日本学校安全会法が制定され、保護者と学校設置者による共済掛金を給付財源として、学校管理下における児童生徒等の負傷、疾病、廃疾、死亡に関し災害共済給付を行うことを内容とするものである。この制度の対象となる学校は、大学を除く全ての学校、すなわち小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校、保育所である。

日本学校安全会法による給付金と賠償責任については同法第37条及び同法施行令第2条3項の規定によると、給付金の給付事由が第三者の行為によるものであることが判明した場合、換言すれば、事故の被害者が第三者による損害賠償金によって賠償される場合においては、安全会は既に給付した災害給付金の価額の限度において、第三者に対し請求できるし、また給付金の給付以前に第三者から損害賠償金を受け取った場合には、安全会は給付を行わなくても良いことになっている。

ここでの第三者とは、学校設置者も含まれることになっており、このままでは、学校設置者の財政負担が軽減されることにはならず、共済掛金を負担する立場での矛盾(不満)が生じることになる。そこで、昭和53年の同法改正に当たり、同法第36条2項で、免責の特約を付した場合においては、学校設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れることになった。免責の特約とは、例えば死亡事故が生じた場合安全会は1200万円の給付を被害者に対して行うが、学校設置者が、裁判の結果国家賠償又は民法の規定によって2000万円の損害賠償責任を負うことになったとき、従来の上では、学校設置者は、安全会に対して1200万円、被害者に対して800万円を支払うことになるのであるが、特約を付すことによって安全会への1200万円は支払わなくて済み800万円のみ負担でよいことになるしくみのことである。このように学校設置者の財政負担は軽減され、被害者の救済も速やかに行われることは、被害者救済の立場からは一応前進したといえる。

免責の特約は、従来の共済掛金の金額に1人当たり10円を上乗せすることになっている。表1は学校種別の共済掛金、表2は廃疾見舞金の等級別金額、表3は医療費の額である。なお、死亡見舞金は1,200万円で、急性心機能不全(心臓麻痺)等による突然死の場合は600万円とされている。

<日本学校安全会>

表1 共済掛金の額

区 分	本 土			沖 縄 県			
	改定共済掛金額	設置者負担額	保護者負担額	改定共済掛金額	設置者負担額	保護者負担額	
義務教育諸学校	400円	200円	200円	200円	100円	100円	
高等学校	全 日 制	760	190	570	380	95	285
	定 時 制	290	75	215	120	30	90
	通 信 制	89	29	60	40	15	25
高等専門学校	1,260	315	945	—	—	—	
幼稚園	130	35	95	65	20	45	
保育所	220	55	165	110	30	80	
要保護児童生徒等		16			8		

表2 廃疾見舞金の額

第1級	15,000,000円
第2級	13,300,000
第3級	11,700,000
第4級	8,200,000
第5級	7,000,000
第6級	6,000,000
第7級	5,000,000
第8級	2,950,000
第9級	2,300,000
第10級	1,750,000
第11級	1,300,000
第12級	900,000
第13級	580,000
第14級	330,000

表3 医療費の額

療養費の月額が
・ 5,000円未満は3割
・ 5,000円以上は4割
・ 13万円を超える場合は 3万9,000円に、療養 費用の月額の1割加算
※支払期間—5年間

2. 学生教育研究災害傷害保険

この制度は、学校安全会災害共済給付金制度から大学が除外されていることから、昭和51年に大学での事故に対する被害者救済の制度として発足したものである。財団法人学徒援護会は、全国の大学の総窓口として保険契約者となって東京海上火災保険株式会社を幹事会社とする国内損害保険会社20社との間に一括契約を行っている。

加入を希望する大学は、対象となる学生数に応じた規定の保険料を支払い被保険者となる。しかしながら民間企業の損害保険会社との契約であるため保険料(表4)が高いことや、その割には保険給付金(表5,表6)に制限があるために学生数の多い私立の総合大学などでは加入に消極的な傾向がみられ、せっかくの制度が生かされていない。

その理由として考えられることは、保険料の負担を学校が行うとなると、多額の金額とな

学校体育事故に対する法的責任とその対策について

り、と言ってそれを学生に負担させるとなると、授業料の値上げ紛争の原因となることが憂慮されることが考えられる。また本保険は無過失責任保険なので事故が起これば保険料が支払われることを建前としているが、身体状況を問題として、例えば元々心臓機能に欠陥を持つ学生のための事故の場合などは、契約通りの保険金が支払われない場合もあるのである。

日本学校安全会の給付金は、この件に関して突然死の場合には、通常の死亡見舞金1200万円に対し600万円を給付する旨規定している。

<学生教育研究災害傷害保険>

表4 保険料の額

保険期間	保 険 料 適 用 区 分				
	A (昼間部) (文教科系)	B (昼間部) (理工体育系)	C (夜間部) (文教科系)	D (夜間部) (理工体育系)	E (通信教育)
1年間	350円	850円	250円	700円	
2年間	600円	1,550円	500円	1,250円	
3年間	900円	2,250円	700円	1,800円	
4年間	1,150円	2,900円	950円	2,350円	
5年間	1,400円	3,500円	1,150円	2,800円	
6年間		4,050円			350円

表5 医療保険金の支払

(1) 治療期間が 7日以上 14日未満の場合	7,000円
(2) 治療期間が 14日以上 30日未満の場合	10,000円
(3) 治療期間が 30日以上 60日未満の場合	20,000円
(4) 治療期間が 60日以上 90日未満の場合	30,000円
(5) 治療期間が 90日以上120日未満の場合	50,000円
(6) 治療期間が120日以上150日未満の場合	70,000円
(7) 治療期間が150日以上180日未満の場合	90,000円
(8) 治療期間が180日以上270日未満の場合	120,000円
(9) 治療期間が270日以上の場合	150,000円

表6 後遺障害保険金表

1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき	1,500万円
(2) 1眼が失明したとき	900万円
(3) 1眼の矯正視力0.6以下となったとき	75万円
(4) 1眼の視野狭窄 <small>さく</small> となったとき	75万円
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	1,200万円
(2) 1耳の聴力を全く失ったとき	450万円
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき	75万円

学校体育事故に対する法的責任とその対策について

3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	300万円
4. しゃく, 言語の障害	
(1) しゃくまたは言語の機能を全く廃したとき	1,500万円
(2) しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すとき	525万円
(3) しゃくまたは言語の機能に障害を残すとき	225万円
(4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき	75万円
5. 外貌(顔面, 頭部, 頸部をいう)の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	225万円
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの ^{はんこん} 癍痕, 長さ3cmの線状痕程度をいう)を残すとき	45万円
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	600万円
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	450万円
(3) 脊柱に奇形を残すとき	225万円
7. 腕(手関節より上部をいう)脚(足関節より上部をいう)の障害	
(1) 1腕または1脚を失ったとき	900万円
(2) 1腕または1脚の3大関節中の, 2関節以上の機能を全く廃したとき	750万円
(3) 1腕または1脚の3大関節中の, 1関節の機能を全く廃したとき	525万円
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき	75万円
8. 手指の障害	
(1) 手の ^{ゆび} 指を指関節より上部で失ったとき	300万円
(2) 1手の ^{ゆび} 指の機能に著しい障害を残すとき	225万円
(3) 指以外の1指を, 第2指関節より上部で失ったとき	120万円
(4) 指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	75万円
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	150万円
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	120万円
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	75万円
(4) 第1足指以外の1足指の機能に, 著しい障害を残すとき	45万円
10. その他身体の著しい障害により, 終身自用を弁ずることができないとき	1,500万円

3. 各種の賠償責任保険

前述の二つの制度が, 過失の有無に拘わらず給付金又は保険金が支払われるのに対し, 賠償責任保険は, 被保険者(学校設置者)が過失を担保に損害保険会社と契約し, 法的に賠償責任を負ったとき, 保険者(損害保険会社)が, 被保険者の被った損失(賠償金)をてん補する保険である。

裁判で, 原告らが勝訴し, 希望の賠償金を得る権利を獲得しても被告に十分な賠償資力が無ければ, それは画餅にすぎず従って被害者救済が完了したことはないのである。

学校体育事故に対する法的責任とその対策について

この種の問題が生じないための救済財源の確保という観点からみると、この賠償責任保険制度は、被害者救済を円滑にすると同時に賠償責任主体（加害者）をも救済する制度として評価される。

(1) 施設賠償責任保険

施設賠償責任保険は、一定の施設の構造上の欠陥や管理の瑕疵またはその施設を使用して行う業務の遂行に起因する（教員の過失も含む）他人の人身あるいは財産損害について賠償責任を負担したことによって被保険者が被る損害をてん補する保険である。

支払われる保険金は、①被保険者が被害者に対して支払う損害賠償金及び争訟費用（弁護士費用等）等問題解決のために要した費用、②保険者の同意を得て支出された訴訟費用、③損害の防止軽減のため支出された必要かつ有益な費用、④応急手当、護送その他緊急措置に要した費用、⑤保険会社が直接被害者と折衝する場合に、それに協力するために要した費用、などである。

(2) 都道府県立学校管理者賠償責任保険

全国都道府県教育委員会連合会は、都道府県立学校（大学を除く）の施設設備の不備及び管理上の瑕疵並びに教育活動実施中に何らかの瑕疵によって他人に損害を生ぜしめた場合に、国家賠償法第1条及び第2条あるいは民法709条等によって損害賠償の責任を負い、そのために被った損害賠償金等の財政負担を補うため並びに速やかに被害者を救済するために昭和51年4月1日より当賠償責任保険制度を実施している。

この制度は次の三つの保険からなっている。

- ①施設賠償責任保険
- ②生産物賠償責任保険
- ③予防接種賠償責任保険

施設賠償責任保険については概ね(1)の内容と同等のものである。身体障害賠償の限度額は、1名につき3000万円、1事故につき3億円、1名当たり年間保険料は13円である。

(3) 全国市長会学校管理者賠償責任保険

全国市長会が、民間損害保険会社20社と契約し実施している保険制度で、市が管理する学校における事故で損害賠償責任を負担する場合に、日本学校安全会災害共済給付金の額を超過する賠償額となったとき、その超過分の財政負担をカバーする保険である。

てん補限度額は、1名につき2000万円、1事故につき2億円、1名1年間あたり保険料16円である。

以上の他にも市町村単位で独自の努力をしているものも存在するが、賠償責任保険にあって

学校体育事故に対する法的責任とその対策について

は、あくまでも過失が担保であり、いざその過失の認定を裁判で争うとき様々な利害が交錯し、被害者の救済が進展しないのが現実である。さらに賠償責任保険の利用に際しては、免責条項に十分注意しなければならない。

事故の内容（原因）によっては保険金の支払いを拒絶される場合もでてくることもある。

施設賠償責任保険の場合、過失を認めた上での賠償責任を負わされたとき保険金が支払われる旨述べてきたが、無過失であっても保険金が支払われるものもある。しかしながら無過失責任の保険契約をする場合には有過失のものに比べ数倍の保険料を必要とするので、殆んどが有過失契約をしているのが現状である。

IV. ま と め

世の中には、様々な損害賠償の問題が存在している。人身の損害においても身近なものでは自動車事故があり、また風水害事故での人災論、航空機事故、ホテル火災、医療事故、労働災害など数えあげたらきりが無いが、先に述べたように、我国の法制上は不法行為責任主義を通してのために学校事故といえども、終局的には訴訟を想定せざるを得ないのである。唯一、学校事故で過失を問題としないものに、日本学校安全会法が存在するのであるが、給付金に上限があるため、必ずしも被害者を満足させられるものではない。

これも、財源を共済掛金に頼っているためで、その運営上で上限を設定せざるを得ないのもうなずける。更に安全会の給付金の不足額を補うための保険制度の利用に際しても、保険料の負担は免れないものであって、どんな場合でもその財源の確保の問題がつきまといっている。

賠償責任保険では、その前提となる担保は施設の瑕疵であり、業務遂行上の過失であるので、被保険者は保険金を得るためには何らかの過失を認めなければならないという問題が残る。学校事故においては、それが教員の過失として表われるために組織内にしこりを残すことは容易に想像できる。もし教員が過失を認めない場合には、訴訟に発展し裁判所による過失の認定を仰がざるを得ない問題がある。

保険料の財源を保護者に求めることも場合によっては種々問題があり、学校の規模が大きければ大きいほどその額は多額にのぼり、前述の如く、学生教育研究災害傷害保険の加入について私立大学が消極的となる現実には、制度を生かしきれない悩みがある。

このようにみえてくると、現存する被害者救済制度は、その財源となる共済掛金や保険料の額によって制約され、無限の救済資金は到底望めないものであることがわかる。従って、学校事故に関する被害者救済についてのこれ以上のものは、国家的見地から抜本的改革を待つ以外にないのかもしれない。しかし、これは他の救済制度特に労働災害補償保険法等との兼合いで実

学校体育事故に対する法的責任とその対策について

現が困難視されている。

近年、経済情勢の変化に伴う将来への不安から賠償請求額は高騰しつつあり、去る昭和57年7月には、横浜地裁において、遂に1億円を越す判決が出た。(横浜市立中山中学校プール飛込負傷事件)

新聞の報道によると、これまでになった原因は、安全会の廃疾見舞金1500万円は受取ったがその後入退院に必要な費用(医療費給付)が5年で打切られることに対する以後の生活不安等もあって、当局側と折衝を続けてきたが解決の見込みが立たず、「教員に対するうらみは無いが…。」とやむを得ず将来の安定のために訴訟に踏み切ったとのことである。(この件については、市が控訴したため決着をみていない。)

この例でもわかるように、学校事故をとり巻く環境は厳しいものがあり、教育現場にあっては、判例研究を通して指導の在り方を再検討し、指導法並びに施設の安全の確認、整備に万全を期すことによって事故防止対策の確立が必要であるが、不測の事故は決して無くなるものではなく、その事故に際しての被害生徒の救済の方法への真剣な取り組みが望まれるところである。

参考文献

- ジュリスト No. 41 教育判例百選 有斐閣 昭和48年
- ジュリスト No. 691 損害賠償制度と被害者の救済 有斐閣 昭和54年
- 学校事故研究資料 日本教育法学会 昭和53年
- 体育スポーツ総覧判例(1)(2) 文部省体育局体育課
- 慶應義塾大学体育研究所紀要(19巻1号, 20巻1号, 21巻1号, 22巻1号)の筆者論文
- 体育・スポーツ事故責任 安全対策質疑応答集 ぎょうせい
- 体育・スポーツ事故判例の研究 伊藤堯 道和書院 昭和55年
- 体育法学の課題 伊藤堯 道和書院 昭和55年
- 不法行為法 野村好弘 学陽書房 昭和56年
- 学校事故の民事判例 野村好弘 有斐閣 昭和48年
- 体育・スポーツ指導実務必携 ぎょうせい 昭和57年

関係法令

○刑法

刑法第211条(業務上過失致死傷)

業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ五年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス重大ナル過失ニ因リ人ヲ死傷ニ致シタル者亦同シ

○民法

民法第417条(損害賠償の方法)

損害賠償ハ別段ノ意思表示ナキトキハ金銭ヲ以テ其額ヲ定ム

学校体育事故に対する法的責任とその対策について

民法第 709 条（一般の不法行為・要件と効果）

故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

民法第 715 条（使用者の責任）

或事業ノ為メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但使用者カ被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニ付キ相当ノ注意ヲ為シタルトキ又ハ相当ノ注意ヲ為スモ損害カ生スヘカリシトキハ此限ニ在ラス

②使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

③前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ対スル求償権ノ行使ヲ妨ケス

民法第 717 条（土地工作物の占有者・所有者の責任）

土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ其工作物ノ占有者ハ被害者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ス但占有者カ損害ノ発生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ為シタルトキハ其損害ハ所有者之ヲ賠償スルコトヲ要ス

（②③項略）

民法第 722 条（金銭賠償・過失相殺）

第 417 条ノ規定ハ不法行為ニ因ル損害ノ賠償ニ之ヲ準用ス

②被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得

○国家賠償法

第 1 条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

（②項略）

第 2 条 道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があったために、他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

（②項略）